

平成 29 年度 国保税改正のお知らせ

～軽減制度が拡充されます～

【問い合わせ】税務課市民税グループ（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

世帯主（世帯主が加入者でない場合も含む）およびその世帯の国民健康保険加入者（特定同一世帯所属者を含む）の所得の合計額が一定金額以下の場合、その世帯の均等割額と平等割額をそれぞれ 7 割、5 割、2 割軽減しています。

国の制度改正により、平成 29 年度から 5 割、2 割の軽減対象となる所得基準額を引き上げ、軽減対象世帯が拡充されます。

■改正後の軽減の内容

軽減割合	改正前	改正後
7 割軽減	世帯主と国保加入者および特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計が、住民税基礎控除額（33 万円）以下の世帯	改正なし
5 割軽減	世帯主と国保加入者および特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計が、33 万円 + 26 万 5 千円 × 国保加入者数（特定同一世帯所属者を含む）以下の世帯	世帯主と国保加入者および特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計が、33 万円 + 27 万円 × 国保加入者数（特定同一世帯所属者を含む）以下の世帯
2 割軽減	世帯主と国保加入者および特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計が、33 万円 + 48 万円 × 国保加入者数（特定同一世帯所属者を含む）以下の世帯	世帯主と国保加入者および特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計が、33 万円 + 49 万円 × 国保加入者数（特定同一世帯所属者を含む）以下の世帯

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の加入者となったことに伴い国民健康保険の資格を喪失した人で、引き続き同一世帯に属する人のことをいいます。

■軽減には所得申告が必要です

この軽減を受けるには、届け出は必要ありません。国保税額を計算するときは、基準に該当する世帯は自動的に軽減されます。

ただし、世帯の国保加入者の中に所得未申告の方がいる場合は軽減が適用されません。また、高額療養費の自己負担限度額の負担区分が上位区分で判定されてしまいます。

※収入がない場合でも申告は必要になります。

■簡易申告

下記に該当する方は、簡易申告をしてください。

- ・平成 29 年 1 月 2 日以降に新規入国した外国籍の方
- ・平成 29 年 1 月 1 日現在海外に居住していた方

※平成 28 年中に日本で収入のあった方は、給与明細等の収入が確認できるものがあればお持ちください。

後期高齢者医療のお知らせ



【問い合わせ】国保年金課医療グループ（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

■ 8月1日に「被保険者証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」が更新されます

現在お使いの「被保険者証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、7月31日までの有効期限となっています。

新しい「被保険者証」（キミドリ色）は、7月中旬に簡易書留にて郵送しますので、お受け取りをお願いします。

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）をお持ちの方で、引き続き交付対象となる方については、「被保険者証」とあわせて郵送します。

なお、有効期限を経過した「被保険者証」等は、お近くの市役所窓口までご返却いただくか、ご自身にて処分をお願いします。

- * 「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、被保険者が属する世帯の全員が住民税非課税である場合に交付されます。



新しい被保険者証はキミドリ色です

■ 平成 29 年度保険料の決定通知書および納付書を送付します

特別徴収（年金からの天引き）の該当にならない方は、7月中旬に郵送される納付書にて、保険料を納付していただくことになります。

決定通知書が届きましたら、必ず中身を確認していただき、納付書が同封されている場合は、各納期限までに納付をお願いします（口座振替をお申し込みの方は、納期限日に振替させていただきますので、残高のご確認をお願いします）。

また、特別徴収（年金からの天引き）による保険料の納付がある方については、8月中旬に決定通知書を郵送します。

◆保険料の納め方

特別徴収（4月～翌年2月 隔月6回）	普通徴収（7月～翌年2月 毎月8回）
年金からの天引き	納付書または口座振替
年金（遺族・障害年金を除く）額が年額 18 万円以上の方、介護保険料との合計額が年金支給額の 2 分の 1 を超えない方	左記に該当しない方、前年度に保険料変更があった方、平成 29 年 2 月以降に新たに後期高齢者医療制度に加入された方など

* 普通徴収による納付は、納め忘れがなく、手間が省ける口座振替が便利です。

- ・ 手続きは、市内にある金融機関の本店・支店の窓口でできます。口座振替をする方の預貯金通帳およびお届け印をご持参ください。
- ・ 申込書は、市内の金融機関窓口にあります。市外の取扱金融機関に申し込みされる場合はご連絡ください。
- ・ 口座振替を希望する納付月分の前月までにお申し込みください。

* 特別徴収による納付は、申請することで普通徴収（口座振替のみ）に変更することができます。

- ・ 金融機関での口座振替の申し込み後、後期高齢者医療担当窓口で徴収方法変更の申請手続きをしてください。
- ・ 口座振替をした方の社会保険料控除に適用でき、世帯全体でみたときの住民税・所得税の負担額が少なくなる場合があります（口座名義人が被保険者本人の場合は、住民税・所得税の負担額は変わりません）。

* 被保険者の方が関係書類等の受け取りが困難な場合は、送付先を変更することができます。

- ・ 被保険者本人以外の住所地に郵送することができます。後期高齢者医療担当窓口にて送付先の変更手続きをしてください（届出人の身分を証明するもの・印鑑が必要です）。

介護保険のお知らせ

【問い合わせ】介護福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

■介護保険料（年額）は、8月に通知します

介護保険料は、本人・世帯の市民税課税と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。

確定した保険料額と、仮徴収の暫定賦課分を差し引いた残りについて、納入通知書を8月上旬に送付します。

(年額)		(仮徴収)		(本徴収・以降の納期に振り分け)
確定した 平成 29 年度保険料額	－	特別徴収	4・6・8月	10・12・2月の3回
		普通徴収	第1・2期	第3・4・5・6期の4回

■保険料の納め方

●特別徴収（年金からの天引き）

65 歳以上で、年金（老齢・退職年金、障害年金、遺族年金）を年額 18 万円（月額 15,000 円）以上受けている方

- ・2カ月おきに支払われる年金から、支払ごとに保険料が天引きされます（老齢福祉年金からは天引きされません）。

●普通徴収（納付書、口座振替による納付）

特別徴収にならない方

- ・年度の途中で 65 歳になられた方や転入の方、または年金が年額 18 万円（月額 15,000 円）未満の方など
- ・納付書により、市役所または市が定める金融機関等で納めてください。納付の手間が省ける口座振替が便利です。

●年度中に 65 歳となられた方や転入の方で、年金を年額 18 万円以上受けている方

当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます（年金の受給が遅れるなどの理由により、日本年金機構などから対象者として市へ通知がない場合は、引き続き普通徴収となります）。

■普通徴収の納期限（平成 29 年度）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
5月1日（月）	6月30日（金）	8月31日（木）	10月31日（火）	12月25日（月）	2月28日（水）

※保険料を滞納していると、地方税の滞納処分の例により、処分を受けることがあります。また、介護サービスを利用した際の利用者負担が3割になる（通常は費用の1割または2割）などの保険給付に制限が生じる場合があります。

1年以上滞納	介護費用をいったん全額自己負担しなければサービスが受けられないようになります（申請により後から介護保険給付分（9割または8割）が戻ってきます）。
1年6カ月以上滞納	一時的に給付の一部または全部を差し止められます。
2年以上滞納	未納期間に応じて自己負担（通常は費用の1割または2割）が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。



■ 65 歳以上の方の保険料（第 1 号被保険者） 第 6 期（平成 27 年度～平成 29 年度）

介護保険料は、基準額をもとに 9 段階の区分で保険料を計算します。基準額は月額 5,400 円です。
市の介護サービスなどにかかる費用全体の 22% を 65 歳以上の方の保険料でまかないます。

所得段階	対象者	料率	年額 (月額目安)
第 1 段階	○生活保護受給者の方 ○世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方	0.45 (0.30)	29,160 円 (2,430 円)
第 2 段階	○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超えて 120 万円以下の方	0.75 (0.50)	48,600 円 (4,050 円)
第 3 段階	○世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円を超える方	0.75 (0.70)	48,600 円 (4,050 円)
第 4 段階	○本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいて、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方	0.95	61,560 円 (5,130 円)
第 5 段階 【基準額】	○本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいて、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超える方	1.00	64,800 円 (5,400 円)
第 6 段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.25	81,000 円 (6,750 円)
第 7 段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の方	1.35	87,480 円 (7,290 円)
第 8 段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方	1.50	97,200 円 (8,100 円)
第 9 段階	○本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上の方	1.70	110,160 円 (9,180 円)

※月額の保険料は目安であり、年間保険料を 1/12 にしたものです（納付期限・納付方法により金額が増減することがあります）。

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いた金額で、譲渡所得の特別控除や損失等にかかる繰越控除を行う前の金額をいいます。

※第 1 段階から第 3 段階については、消費税 10% 引き上げ時において、（ ）内の料率による低所得者軽減強化の予定がありました。

◆平成 29 年 8 月から高額介護サービス費の一部の上限額が変わります

市民税課税世帯の方の「高額介護サービス費」（同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される）の上限額が変わります。

ただし、同じ世帯の全ての 65 歳以上の方（サービス利用していない方を含む）の利用者負担割合が 1 割の世帯は、年間上限額 446,400 円（37,200 円× 12 カ月）になります（3 年間の時限措置）。

利用者負担段階区分	上限額	
	平成 29 年 7 月まで	平成 29 年 8 月から
●第 1 号被保険者で現役並み所得者がいる世帯	世帯 44,400 円	世帯 44,400 円
●市民税課税世帯の方	世帯 37,200 円	世帯 44,400 円
●市民税非課税世帯の方	世帯 24,600 円	世帯 24,600 円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者の方	個人 15,000 円	個人 15,000 円
●生活保護の受給者の方等	個人 15,000 円	個人 15,000 円

茨城県知事選挙

の選挙期日が決定しました

選挙管理委員会（総務課内・麻生庁舎）

☎0299（72）0811

■投票日

8月27日（日）

■告示日

8月10日（木）



行方市長選挙

の選挙期日が決定しました

選挙管理委員会（総務課内・麻生庁舎）

☎0299（72）0811

■投票日

9月10日（日）

■告示日

9月3日（日）

※行方市長選挙の立候補予定者説明会を、8月3日（木）午後2時から行方市役所麻生庁舎別棟A・B会議室において実施します。

立候補予定者の方は必ず出席してください。

特別児童扶養手当・特別障害者等の現況届について

社会福祉課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受けている方は、毎年8月に現況届の提出が必要となります。提出いただいた現況届により、所得状況および現に対象者が在宅で養育または介護されているかなどの受給資格を確認します。

なお、現況届が提出されない場合、8月以降の手当が受けられなくなり、忘れずに手続きをしてください。

■提出日時

8月7日（月）～8月31日（木）

午前8時30分～午後5時15分

※土曜・日曜・祝日を除く

■提出先

社会福祉課（玉造庁舎）

総合窓口室（麻生庁舎、北浦庁舎）

被災住宅復興支援のための 利子補給制度について

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

東日本大震災による被害を受けた住宅等を復興するために必要な資金を借り入れて、一定の要件を満たす住宅を復興した場合に借入資金の支払利息の一部を市が補給します。

■利子補給金限度額

年利2.0%に相当する額（毎月の融資残高より算出する）

■利子補給対象融資限度額

・住宅復旧のみ…640万円

・宅地復旧のみ…390万円

・住宅復旧および宅地復旧

…1030万円

■利子補給期間

利子の支払開始日から5年以内（ただし、無利子期間・利子支払猶予期間があるときは、当該期間を含めた5年以内）

■交付時期

毎年1回（3月予定）

■対象者

○り災証明書で大規模半壊、半壊もしくは一部損壊と証明された被災住宅ま

たは復旧を必要とする被災宅地を所有する方（ただし、被災住宅を解体して、被災者生活再建支援金を受給する方を除く）

○市内にある被災住宅の補修、建設または購入および被災宅地の復旧を行う方

○住宅復興資金として、住宅金融支援機構、民間金融機関から融資を受けた方

○市税および税外収入金を滞納していない方

■申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出してください。

※個人で用意していただく書類

○資金借り入れの契約書（利率が明記されたもの）写し

○借入金の償還表（返済予定表）写し

（変動金利の場合は、当初金利が変動しないと仮定した場合の5年間の返済予定表の写しも必要）

○工事請負契約書（売買契約書）写し

○り災証明書

■申込期限

平成29年12月28日（木）（ただし、平成29年3月31日までに融資の実行を受けたもの）

総合窓口課からのお知らせ

【問い合わせ】総合窓口課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

◆「法定相続情報証明制度」が始まりました

5月29日（月）から、全国の法務局において、「法定相続情報証明制度」が始まりました。

この制度は、管轄法務局に戸除籍謄本と法定相続情報一覧図を提出し（申し出て）、登記官から一覧図の写しを証明書として受け取り、その証明書を相続登記を始めとした各種相続手続先に提出することで、戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなるというものです（※1）。

この制度は、申し出（または代理）できる者、管轄法務局、添付書類が定められていますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

（※1）この証明書は、相続手続で利用できますが、その他の機関での利用に当たっては提出先にご確認ください。

【問い合わせ】水戸地方法務局鹿嶋支局 ☎ 0299-83-6000

（土、日・祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分）

◆「マイナンバーカード」が、より便利になります！

マイナンバーカードは、
これ1枚で身分証明書に！

申請方法

- ◆通知カードに同封されている
個人番号カード申請書に顔写真を
貼り付け、必要事項を記入の
上、返信用封筒に入れてポストに
投函。
- ◆スマートフォン等
を利用したWEB
申請もできます。





12月よりコンビニで
マイナンバーカードを
利用して

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・課税証明書

が取れるようになります。

**初回発行手数料
無料！**

※マイナンバーカードの更新・再交付時は1,000円の手数料がかかります（電子証明書が不要の場合は800円）。

※コンビニエンスストアでの証明書発行利用時間は、年末年始を除く午前6時30分から午後11時までとなります。

マイナンバーカードを使って、確定申告がオンライン（e-TAX）でできます。

（利用にはICカードリーダライタの準備が必要です。）

◆問い合わせ 行方市役所総合窓口課 0299-55-0111

熱中症を予防しましょう！

【問い合わせ】茨城県保健福祉部保健予防課 健康危機管理対策室 ☎ 029-301-3219

熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です。高齢者は、暑さや喉の渇きに対する感覚機能が低下する傾向があるため、特に注意が必要です（熱中症患者のおよそ半数は、65 歳以上の高齢者です）。

熱中症は、重症化すると命にかかわる危険性もありますが、きちんと対策をすれば防ぐことができます。正しい知識を身に着けて、熱中症を予防しましょう。

◆熱中症の予防法

- ・喉が渇かなくても、こまめに水分を補給しましょう。
- ・夜も、寝る前だからと水分を我慢しないようにしましょう。
- ・部屋の見やすい場所に温度計を置き、温度が上がったらエアコンをつけましょう。
- ・外出時は日傘や帽子を着用し、直射日光を避けましょう。
- ・体調の悪い日は、外出を控えましょう。
- ・汗をかいたときには、塩分の補給も忘れずに。



水稻農薬空中散布を実施します

【問い合わせ】行方市農作物病害虫防除対策協議会（農林水産課内） ☎ 0291-35-2111

行方市農作物病害虫防除対策協議会では、水稻の病害虫防除を図るため、無人ヘリコプターによる農薬散布を次のとおり実施します。

早朝から騒音等でご迷惑をおかけしますが、危被害防止にご協力くださいますようお願いいたします。

■日 程

麻生地区 7月18日（火）、19日（水）

玉造地区 7月21日（金）、22日（土）

北浦地区 7月24日（月）、25日（火）

※雨天、強風、濃霧等の天候不順の場合は、防災無線により、順延または遅延のお知らせをします。

※農薬散布は、通勤・通学の方や付近の自動車等に対して、安全確認をしながら、十分注意して作業を実施します。

■時 間

午前4時～午前11時（予定）

■使用薬剤

ビームエイトスターフルゾル（殺虫・殺菌混合剤）

■注意事項

散布当日は、次のことにご協力くださいますようお願いいたします。

- ①水田付近に、車等を駐車している方は、移動をしてください。
- ②洗濯物は、散布終了後に干してください。
- ③水田付近のハウスは、前日に閉めてください。



年金事務所からのお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成 29 年 4 月分から平成 30 年 3 月分までの国民年金保険料は、月額 16,490 円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、**※納付義務のある方**の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度があります。

なお、平成 29 年度の免除申請は、7 月 3 日（月）から受付開始になります。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

【問い合わせ】水戸南年金事務所 ☎029-227-3251

国保年金課（玉造庁舎）☎0299-55-0111

年金事務所からのお知らせ

年金請求書の手続き漏れがありませんか？

老齢基礎年金を受け取るのに必要な期間（受給資格期間）が、「25 年」から「**10 年**」に短縮されることになりました。日本年金機構では、これまでに対象となる方に黄色の封筒（A 4 サイズ）をお届けしています。制度の開始は、平成 29 年 8 月 1 日（最も早い年金のお支払いは平成 29 年 10 月）です。

まだ、請求手続きをされていない方は、今すぐねんきんダイヤルにお電話を。

予約の上、年金事務所にて手続きを行ってください。

【問い合わせ】ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

Jリーグワールドチャレンジ・セビージャ FC 戦に伴う

渋滞回避のご協力のお願い

7 月 22 日（土）午後 6 時から、鹿島アントラーズ対セビージャ FC（スペイン）戦がカシマサッカースタジアムで開催されます。

試合当日は、スタジアム周辺が混雑することが予想されます。市民の皆さまにはご不便をお掛けしますが、ご理解と渋滞回避へのご協力をお願いします。

なお、スタジアムへお越しの際は、公共交通機関の利用、乗り合わせでの来場をお願いします。

※詳しくは、鹿島アントラーズホームページをご覧ください。

【問い合わせ】鹿島アントラーズファンクラブ事務局

☎0299-82-5555

ホームページ <http://www.so-net.ne.jp/antlers/index>

シリーズ 国民健康保険

8月は各種医療証の 切り替えの時期です！

◎高齢受給者証

◆対象となる方

平成 29 年 8 月 1 日時点で 70 歳～ 74 歳の方

◆発送時期

7 月下旬に新しい高齢受給者証（水色のカード）を郵送しますので、ご確認ください。

◆窓口での負担割合（70 歳～ 74 歳の方）

区分	負担割合
①昭和 19 年 4 月 2 日以降に生まれた方	2 割
②昭和 19 年 4 月 1 日以前に生まれた方 （特例措置による）	1 割
①または②のうち一定以上の所得の方	3 割

◆注意点

- ・新しい負担割合は、平成 28 年中の所得をもとにして判定したものです。
- ・3 割の負担の方で、平成 28 年中の収入が一定の基準より少ない場合、申請により判定が変わる場合があります。

◎限度額適用・標準負担額減額認定証

【入院・外来ともに医療費が高額になる場合にこの認定証を提示することで、世帯の限度額までの窓口負担となります】

◆対象となる方

- ・70 歳未満の方（後期高齢者医療の方を除く）で、入院や高額な外来診療のために必要な方
- ・70 歳～ 74 歳の方で住民税非課税世帯の方

◆更新の手続き

新たに申請が必要となります。

また、70 歳～ 74 歳の方で住民税非課税世帯に該当する方には、「高齢受給者証」と共に申請書を同封しますので、必ず市役所窓口にて手続きしてください（申請場所：玉造庁舎 国保年金課、麻生・北浦庁舎 総合窓口室）。

◆注意点

- ・世帯に申告をしていない方がいると「上位所得者」扱いとなる場合がありますので、必ず申告を済ませてください。
- ・国保税を滞納されている世帯は交付されませんので、ご注意ください。

◎特定疾病療養受療証

◆対象となる方

現在、特定疾病療養受療証を使って治療を受けている方

◆発送時期

7 月下旬に新しい受療証を郵送しますので、ご確認ください。

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111



サマージャンボ7億円 (1等5億円・前後賞各1億円合わせて)
サマージャンボミニ (1等1億円)
サマージャンボプチ (1等100万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月18日火
3種類同時発売!

発売期間 7/18(火)～
 8/10(木)

各1枚 300円

公益財団法人茨城県市町村振興協会

税金のお知らせ

税の納め忘れにご用心！

今月の税金

○固定資産税 第2期
国民健康保険税 第1期
納付期限（口座振替日）は
7月31日です。

税金を納期限までに納めないことを「滞納」といいます。うっかり忘れていたとしても、本来納めるべき税額のほかに、督促手数料や延滞金を納めていただくことになります。

滞納は納税者にとって不利益になりますので、納期限内に納税してください。

市税はコンビニエンスストアでも納付できます！

市税の納付方法が口座振替以外（市役所や銀行等での窓口納付）の方には、便利な方法があります。

各税目の納付書に記載してある「納期限」内で30万円以下であれば、全国のほとんどのコンビニエンスストアで、いつでも納付ができます。市役所や銀行等の窓口が閉じている時間帯はコンビニ納付が便利です。

インターネット公売の案内

差押動産のせり売りによるインターネット公売を実施します。買受を希望する方は、下記の内容をよくご確認の上、入札してください。また、詳細は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでご覧いただけます。

■公売方法 インターネット（ヤフー官公庁オークション）からのせり売り

■参加申込期間 7月6日（木）午後1時から
7月24日（月）午後11時まで

（注意）・ヤフー「官公庁オークション」の行方市ページは、上記参加申し込みが開始された後に表示されます。

・動産については、公売広報、市ホームページ、官公庁オークションでご確認ください。

■入札期間 入札開始日時 7月31日（月）午後1時から
入札終了日時 8月2日（水）午後11時まで

不動産公売を9月に実施予定

市では、本年度も入札方式による差押不動産の公売を実施します。現在、9月に実施する予定で準備を進めています。

詳しい内容は、市報8月号・9月号に掲載する予定になっておりますので、そちらをご覧ください。また、公売が近くなりましたら、市ホームページ上や市役所各庁舎に配置した公売広報でもご覧いただけます。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

特別謝恩コース 平成29年4月20日～11月30日まで毎日出発

ただし、平成29年5月1日～7日、8月9日～15日および8月28日の15日間を除く。

福島県

奥飯坂 穴原温泉 の旅

旅行代金 19,800円～29,800円 1泊2日 昼食2回付

※旅行代金・コース内容の詳細につきましては、お問合せ下さい。

観光庁長官登録旅行業 1293号

旅行企画・問合せ

関鉄観光(株)

潮来旅行センター

TEL 0299(80)0037